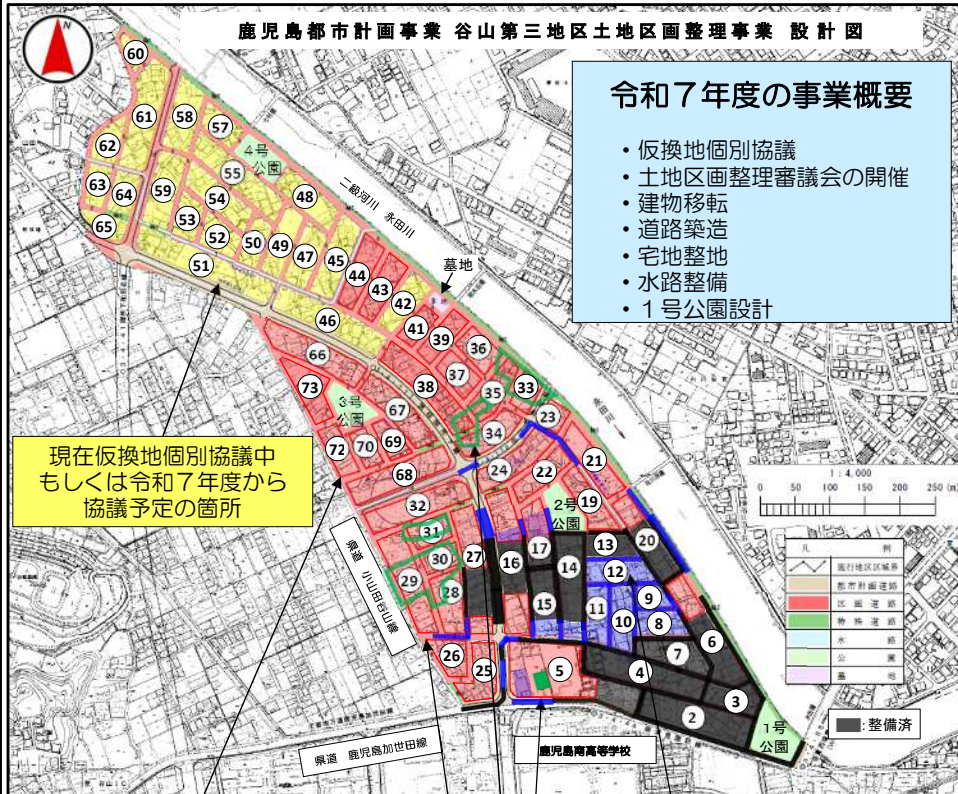


谷山第三地区 第24号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
〒891-0141
鹿児島市谷山中央五丁目26番7号
谷山第三地区係 Tel.099-269-8436（直通）
補償係 Tel.099-269-8437（直通）
工事係 Tel.099-269-2141（直通）
F A X 099-268-2602



万緑の候、権利者の皆様、地域の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から谷山第三地区土地区画整理事業につきまして、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年度は、皆様のご協力のもと、仮換地や建物移転に関する協議、道路築造工事等を進めることができました。また、5街区（39、墓地、41、44、73）の仮換地修正案を土地区画整理審議会に諮問いたしました。

（仮換地指定率約66%・事業費ベース進捗率約43%）

令和7年度は当初予算約23億7千万円で、建物移転や道路築造、宅地整地を進めるとともに、引き続き仮換地の個別協議、土地区画整理審議会の開催等を計画しておりますので、ご協力をお願いします。

仮換地指定済
（審議会諮問済含む）街区

令和7年度
建物移転予定範囲

令和7年度
道路築造・宅地整地・水路整備
予定範囲



仮換地の引き渡し予定年度について

皆様のご協力のおかげで令和7年4月1日時点で、左図の灰色着色部分の仮換地の引き渡しが完了しました。

今後の仮換地の引き渡しについては、各着色部分を予定しております。

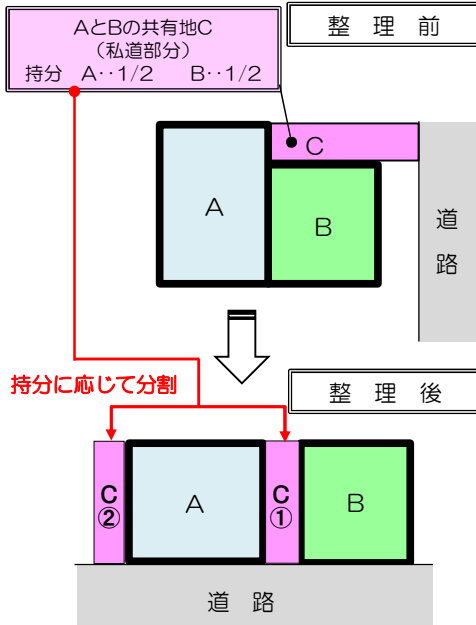
土地をお返しできていない皆様には大変ご迷惑をお掛けしておりますが、今後ともご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



仮換地の引き渡し予定時期	
■	引き渡し済
■	令和7年度（上半期）
■	令和7年度（下半期）
■	令和8年度（上半期）
■	令和8年度（下半期）

※道路築造や宅地整地、ライフラインの工事の進捗状況等により**変更になる可能性があります**のでご了承ください。

共有名義の土地の換地例



区画整理後、複数人で所有している土地は、共有の名義のまま左図のC①、C②のように換地されることになります。共有物分割は、共有の名義の土地を単有の名義の土地にするための作業になります。次のケース1～ケース3のように**時期によって必要な作業が異なります**ので、下記の表をご確認ください。

必要な作業	ケース1	ケース2	ケース3
	仮換地指定前	仮換地指定後 ↓ 換地処分前	換地処分後
境界立会	○	×	×
現地測量	○	×	×
分筆	○	○	×
持分移転	○	○	○

※鹿児島市で共有物分割を行うことはできません。

○：必要
×：不要

共有物分割について

仮換地引き渡し後の電気・電話等のご利用について

仮換地のお引き渡しの際、基本的に上下水道やガスについては仮換地周辺の整備が完了しておりますが、電気、固定電話、インターネット回線については、皆様より電力会社や通信会社に使用の申し込みがなされてから、各事業者により整備されることとなります。（※電気のお申し込みは、建築に着手される前にハウスメーカー等を通して、電気工事店より電力会社へ申請することとなります。）

電気の供給に時間を要する場合がありますので、住宅等の建築にあたっては、ご利用時期に支障のないよう、各事業者へお早めの申請をお願いいたします。



第3回事業計画変更について

谷山第三地区土地区画整理事業の事業計画について、資金計画を変更し、令和7年2月27日に第3回事業計画変更の公告を行いました。

今回の変更の概要は次のとおりです。

◎資金計画（総事業費）

354億9千万円↓383億円（28億1千万円の増額）

【理由】工事費や建物移転補償費等の過年度実績を反映させたことなどにより、増額となりました。

※施行期間の変更はありません。

各種届出は谷山都市整備課でお渡ししています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

